

議会における新型コロナウイルス感染症への対応について

1. 申し合わせ対象期間：令和3年6月17日～令和4年5月18日

- 申し合わせ対象期間は、令和3年6月17日から令和4年5月18日までとする。
- 申し合わせ対象期間を短縮、又は延長する場合は、議会運営委員会において決定する。

2. 対応内容

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
(1)会期中											
(2)閉会中											
(3)緊急事態宣言中											

緊急事態宣言発出期間中の都度

(1) 定例会会期中における対応について

①各定例会の運営について

- 各定例会における本会議、常任委員会等の運営については、議会運営委員会において対応内容を決定する。
- 会期直前及び会期中に緊急事態宣言が発出される等、堺市議会災害対策会議（B C P会議）が設置された場合、議会運営委員会においてB C P会議の決定内容を報告の上、対応を決定する。

②会期中における新型コロナウイルス感染症の担当所管への配慮について

対象所管	対象業務内容	取扱い
感染症対策課 健康医療推進課 衛生研究所	新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種業務	質疑・質問は行わない
※上記3課以外のその他の所管 (議会運営委員会で決定した上記以外の配慮する対象所管)	新型コロナウイルス感染症対応	長時間の答弁調整を行わない 質疑は重複せず簡潔に行う

- 感染症対策課、健康医療推進課、衛生研究所以外に配慮する所管が生じた場合は、必要に応じて、議会運営委員会において対応を決定する。なお、B C P会議設置中は、議会運営委員会においてB C P会議の決定内容を報告の上、対応を決定する。

③上記②の3課（感染症対策課、健康医療推進課、衛生研究所）が所管する全ての業務への配慮について

- 上記②の3課が所管する全ての業務について、質問、問い合わせ等がある場合は、次の手順とする。
 - ・各議員から質問、問い合わせ等は、直接、感染症対策課、健康医療推進課、衛生研究所の3課に行わない。
 - ・質問、問い合わせ等があれば、会派代表者を通じて、議会事務局総務課にメールをする。
 - ・質問、問い合わせ等をする場合は、会派において、十分内容を精査、整理する。特に新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種業務に関する内容については必要最小限とする。また、回答期日は設けない。
 - ・議長が質問、問い合わせ等の内容を確認した上で、議会事務局総務課から当局（3課）へメールをする。
 - ・質問、問い合わせ等に対する3課からの回答等についても、議会事務局総務課を通じ

て、全議員へメールにて伝達する。

- 質問等に対する回答については、当局が行う施策実施等の情報提供があった場合は、その情報提供により回答したものとし、当局に個別の回答は求めない扱いとする。

④その他

- 新型コロナウイルス感染症への対応において、会期中に状況変化等が生じた場合、必要に応じて、その対応を議会運営委員会において協議する。

(2) 閉会中における対応について

①緊急事態宣言発出期間中に開催予定の委員会（特別委員会、議会力向上会議等）の取り扱いについて

- 既に開催を決定し公表している委員会等を開催するか否かは、議長と相談の上、各委員長（又は座長）が判断する。

②閉会中における新型コロナウイルス感染症の担当所管への配慮について

対象所管	対象業務内容	取扱い
感染症対策課 健康医療推進課 衛生研究所	新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種業務	出席を要請しない
※上記3課以外のその他の所管 (直前の定例会に準じるが、状況に応じて委員長（又は座長）が判断する)	新型コロナウイルス感染症対応	長時間の答弁調整を行わない 質疑は重複せず簡潔に行う

③危機に強い安心社会実現調査特別委員会について

- 委員会の設置目的である「新型コロナウイルス感染症対策の検証」については、議長が当局に状況等の確認を行い、当該委員長は議長と相談した上で、検証についての議論の開始時期を決定する。

※ [設置目的]

「これまでの新型コロナウイルス感染症対策の検証をすると共に、今後懸念される新たな感染症に加え、南海トラフ大地震や気候変動による集中豪雨などの自然災害など、様々な危機への対応がいかにあるべきか、調査審議することを目的とする。」

④その他

- 新型コロナウイルス感染症への対応において、閉会中に状況変化等が生じた場合、必要に応じて、その対応を正副議長及び議運正副委員長において協議する。

(3) 堺市議会災害対策会議（BCP会議）設置時における対応について (緊急事態宣言発出中)

①新型コロナウイルス感染症担当所管への配慮について

対象所管	対象業務内容	取扱い
感染症対策課 健康医療推進課 衛生研究所	新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種業務	会議への出席、また、状況説明を求める場合は、業務に支障がないか、議長（座長）が確認の上、要請する。
※上記3課以外のその他の所管 (議長（座長）が当局に状況確認の上、BCP会議で決定する)	新型コロナウイルス感染症対応	業務に専念できるよう配慮する

②各議員から当局への要望・提案・申し入れ等について

- 各議員からの要望等については、会派において十分内容を精査し取りまとめる。
- 要望等については、会派代表者を通じて議会事務局総務課へメールで提出する。
- 各会派等からの要望等については、B C P会議において、要望等のとりまとめは行わず、提出された要望等を議長が内容を確認の上、当局へ送付する扱いとする。
- 市長を初め、直接、当局へ要望書等の手交を行わない。
- 要望等に対する回答については、当局が行う施策実施等の情報提供により、回答したものとし、当局に個別の回答は求めない扱いとする。

③各種団体・事業者等からの当局への要望・事業提案・申し入れ等について

- 各種団体、事業者等を当局へ紹介する行為は行わない。
- 各種団体、事業者等から議員を通じて当局に要望等を提出する場合は、会派代表者を通じて、議会事務局総務課へ要望書等を提出、もしくはメールをする。
- 提出された要望等については、議長（座長）が内容を確認の上、当局へ送付する扱いとする。
- 市長を初め、直接、当局へ要望書等の手交を行わない。
- 要望等に対する回答については、当局が行う施策実施等の情報提供により、回答したものとし、当局に個別の回答は求めない扱いとする。

④その他

- 緊急事態宣言の終了が見込まれ、B C P会議を廃止するにあたって、当局に配慮すべき事項を継続するか否かは、議長（座長）が判断する。

3. 本会議・委員会等の各種会議に出席するにあたっての注意事項

(1) 入場・入室時の注意事項

- 議場・委員会室の出入口付近、傍聴受付に設置している消毒液で手指を消毒し入室する。
- 議場・委員会室等に入場・入室する際には検温を行う。
※議場、委員会室等に入場・入室する際は、議場、委員会室等の入り口前に設置する非接触型顔認証体温測定機等で、各自検温を行う。
- 会議出席者はマスクを着用する。
- 議員及び理事者は、マスクを着用したまま発言する。
- 傍聴者はマスクを着用する。また、席を空けて着席するよう誘導する。

(2) 会議中の換気について

- 議場 11階：常時、議長席裏、左右の扉を開ける。（採決時を除く）
傍聴席：常時、出入口の扉、窓を開ける。
- 委員会室：常時、室内の小窓を開ける。
傍聴席：常時、出入口の扉を開ける。
- 会議室等：常時、室内の小窓を開ける。
- 会議開会前、休憩時、会議終了後に窓、扉を開けて換気を行う。

(3) 議場・委員会室等の消毒について

- 昼休憩時、会議終了後に議場・委員会室等の消毒を行う。
- 演壇（議場）、発言席（委員会室）は使用の都度、消毒を行う。
- 委員会室、会議室等の机上に除菌シートを設置し、理事者各自で、マイク等を消毒する。

4. 各議員から当局への要望・提案・申し入れ等について（全期間）

- 感染症対策課、健康医療推進課、衛生研究所の3課に対する要望等については、各議員から、直接、行わない。
- 要望等の提出は、次の手順とする。
 - ・各議員からの要望等については、会派において十分内容を精査し取りまとめる。

- ・要望等については、会派代表者を通じて議会事務局総務課へメールをする。
- ・議長が要望等の内容を確認した上で、議会事務局総務課から当局へ送付する扱いとする。
- ・市長を初め、直接、当局へ要望書等の手交を行わない。

○要望等に対する回答については、当局が行う施策実施等の情報提供により、回答したものとし、当局に個別の回答は求めない扱いとする。

5. 各種団体・事業者等からの当局への要望・事業提案・申し入れ等について（全期間）

○各種団体・事業者等からの感染症対策課、健康医療推進課、衛生研究所の3課に対し、各議員からの紹介等は、直接、行わない。

○要望等の提出は、次の手順とする。

- ・各種団体、事業者等から議員を通じて当局に要望等を提出する場合は、会派代表者を通じて、議会事務局総務課へ要望書等を提出、もしくはメールをする。
- ・議長が要望等の内容を確認した上で、議会事務局総務課から当局へ送付する扱いとする。

- ・市長を初め、直接、当局へ要望書等の手交を行わない。

○要望等に対する回答については、当局が行う施策実施等の情報提供により、回答したものとし、当局に個別の回答は求めない扱いとする。

6. 当局への質問、問い合わせ等について（閉会中）

○新型コロナウイルス感染症への対応にあたっている3課（感染症対策課、健康医療推進課、衛生研究所）が所管する全ての業務について、質問、問い合わせ等については、直接、行わない。

○質問、問い合わせ等は、次の手順とする。

- ・質問、問い合わせ等があれば、会派代表者を通じて、議会事務局総務課にメールする。
- ・質問、問い合わせ等をする場合は、会派において、十分内容を精査、整理する。
また、回答期日は設けない。
- ・議長が質問、問い合わせ等の内容を確認した上で、議会事務局総務課から当局（3課）へメールをする。
- ・質問、問い合わせ等に対する3課からの回答等についても、議会事務局総務課を通じて、全議員へメールにて伝達する。

○質問等に対する回答については、当局が行う施策実施等の情報提供があった場合は、その情報提供により回答したものとし、当局に個別の回答は求めない扱いとする。

7. その他

○各議員、議会事務局職員は、登庁時に、手指消毒、非接触型顔認証体温測定器での検温を行い、議会フロアに入る。

○各議員、議会事務局職員は、発熱や風邪の症状等がある場合は、速やかに議長へ報告する。

○緊急事態が発生した場合、緊急時安否確認用メールアドレスに議会事務局から連絡メールを送信するため、受信された場合は直ちに内容を確認する。